製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第８回）
（書面開催）

配布資料一覧

令和４年４月２８日

配付資料：

資料１	製造３分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）の統合について
資料 1-1	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領（案）
資料２	令和４年度の特定技能外国人材制度（製造業）に係る相談窓口について
資料３	令和４年度の製造分野特定技能１号評価試験について
資料４	令和４年度の特定技能外国人材（製造業）受入れセミナーについて
資料５	製造業における特定技能外国人材受入れ事例について

資料１

製造３分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）の統合について

1. 現状（在留資格認定証明書交付の一時停止）について

産業機械製造業分野における特定技能１号外国人数は、令和４年２月末現在で５，４００人との数値が公表され、受入れ見込数（５，２５０人）を超える状況となっています。

このため、4 月 1 日、出入国管理及び難民認定法第７条の２第３項に基づき、法務大臣に対して在留資格認定証明書の一時的な交付停止を求め、同日、同条第４項により、法務大臣により、在留資格認定証明書の一時的な交付停止がなされました。

＊在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置の後であっても、特定技能１号への在留資格の変更及び在留期間の更新については、これまでと同様に、必要な要件を満たしていれば、引き続き許可されます（在留諸申請に係るお問合せは、最寄りの地方出入国在留管理官署に御連絡ください。）。

2. 製造３分野の統合について

製造３分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、制度の活用が進む中で、１事業所で複数の分野による受入れが増えており、事業者や業界団体からは、分野毎の受入れ手続が煩雑かつ事務負担が大きいとして、一本に統合することで、手続を簡素化してほしいとの要望や意見が寄せられておりました。

これらを踏まえ、より実態に則した運用となるよう、製造３分野を統合し「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」とすることについて、4 月 26 日に閣議決定されました。

関係省令等が施行されましたら、改めてお知らせいたします。

＊今後、関係省令・告示の施行をもって、「産業機械製造業分野」を対象としてなされた在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置は失効し、産業機械を製造している事業所を含め現行の製造３分野に該当する事業所においては、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」として特定技能外国人の受入れが可能となります。

＊なお、現に「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」へ入会済みの事業者及び入会手続き中の事業者においては、今回の製造３分野の統合に伴う再度の入会手続きは不要です。

3. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領の一部改正について

上記の製造３分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）の統合に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に制定した「製造業特定技能外国人材受入れ・協議連絡会の運営要領（以下、「運営要領」という。)」を資料１－１のとおり、一部改正を行います。

＜改正の内容＞

- 統合前の分野名である「素形材産業分野、産業機械製造業及び電気・電子情報関連産業分野」及び「製造業３分野」とされている部分について、統合後の分野名である「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」と改める。

なお、運営要領の一部改正は、関係省令等の施行の日にあわせて行います。

（参考１）素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類　＊製造３分野において対象となっている日本標準産業分類の範囲と同じ

2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2534工業窯炉製造業、2591消火器具・消火装置製造業及び2592弁・同附属品製造業を除く）
26	生産用機械器具製造業（ただし、2651鋳造装置製造業、2691金属用金型・同部分品・附属品製造業及び2692非金属用金型・同部分品・附属品製造業を除く）
270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業及び2929その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）を除く）
30	情報通信機械器具製造業

（参考２）素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野で対象となる業務区分

特定技能１号対象 業務区分	技能実習２号移行対象	
	職種名	作業名
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
		非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造
		プレス型鍛造
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
		コールドチャンバダイカスト
機械加工	機械加工	普通旋盤
		フライス盤
		数値制御旋盤
		マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス
鉄工	鉄工	構造物鉄工
工場板金	工場板金	機械板金
めっき	めっき	電気めっき
		溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ
		金型仕上げ
		機械組立仕上げ
機械検査	機械検査	機械検査
機械保全	機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て
		変圧器組立て
		配電盤・制御盤組立て
		開閉制御器具組立て
		回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計
		プリント配線板製造
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形
		射出成形
		インフレーション成形
		ブロー成形
塗装	塗装	建築塗装
		金属塗装
		鋼橋塗装
		噴霧塗装
溶接	溶接	手溶接
		半自動溶接
工業包装	工業包装	工業包装

資料１－１

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
運営要領（案）

平成３１年３月２６日
令和４年〇月〇日一部改正

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成３０年１２月２５日閣議決定）に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「協議・連絡会」という。）の組織及び運営に関し、次のように定める。

（目的）

第一条　協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献することを目的とする。

（組織）

第二条　協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

一　経済産業省

二　法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会（以下「制度関係機関」という。）

三　素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関

四　地方公共団体、経済団体その他の団体（前号に該当する機関を除く。）であって、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

２　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして協議・連絡会に加えることができる。

３　経済産業省は、協議・連絡会の構成員の名簿を経済産業省ホームページにおいて公表するものとする。

（構成員の義務）

第三条　前条第１項第３号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、協力を行うものとする。

２　前条第１項第４号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。

（主宰）

第四条　協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が共同で主宰する。

２　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は会務を総理し、協議・連絡会を代表する。

３　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（雇用・人材担当）がその職務を代理する。

（事務局）

第五条　協議・連絡会の庶務は、経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課が共同で処理し、製造産業局産業機械課、素形材産業室及び商務情報政策局情報産業課がこれを補助する。

（会議の招集）

第六条　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

２　前項の場合において、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

３　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

４　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

（協議・連絡等）

第七条　協議・連絡会は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

一　特定技能外国人の受入れ状況、課題及び不正行為の状況並び対応策

二　特定技能外国人受入れに係る優良事例

三　特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

四　その他特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人保護に資する情報及び取組

２　会議において、構成員は、オブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

（議事の公開等）

第八条　会議は、原則として公開とする。ただし、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないと認める場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

（分科会の開催）

第九条　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野及び地域における人手不足の状況その他の素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の特定技能に係る在留制度を取り巻く状況を踏まえ、協議・連絡会に、地域別又は分野別の分科会を置くことができる。

２　分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

一　経済産業省

二　当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が参加を依頼する制度関係機関

三　当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長が指名する者（第２条第１項第３号又は第４号に該当するものとして協議・連絡会の構成員となった者に限る。）

３　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして分科会に加えることができる。

４　分科会を置く場合、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、この運営要領とは別に、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長に代わり会務を総理する者その他の分科会を開催するために必要な事項を定めることができる。

５　第６条及び前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長」とあるの

は「経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長に代わり会務を総理する者」と読み替えるものとする。

（入会）

第十条　協議・連絡会の構成員になろうとする者（第２条第１項第３号又は第４号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。ただし、第２条第１項第４号に掲げる者は、第２号に掲げる事項を届け出ることを要しない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定技能外国人を勤務させる事業所及びその住所並びにその事業所で行う産業の分類（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する産業に限る。）

三　その他別に定める申請様式で定める事項

２　第２条第１項第３号に掲げる者は、前項の届出の際、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成３１年法務省令第５号）第２条第４号イからワのいずれにも該当しない旨の申出書及び第３条第１項の規定を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

３　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、次に掲げる場合には、第１項の届出を行った者（第２条第１項第３号に掲げる者に限る。）が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

一　第１項の届出を行った者に係る特定技能外国人を勤務させる事業所において、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する産業を行っていないと認めるとき

二　第１項の届出を行った者が、第１４条第１項第１号から第３号のいずれかに該当するものとして同項の規定により除名された日から一年を経過しない者であるとき

４　経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、協議・連絡会の目的に鑑み、第１項の届出を行った者（第２条第１項第４号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第１項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

（変更）

第十一条　協議・連絡会の構成員は、前条第１項の規定により事務局に届け出た事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

（構成員資格の更新）

第十二条　第２条第１項第３号に該当するものとして構成員となった者は、毎年度、事務局が行う構成員資格の更新の意思の確認に対し、更新の意思を表示することをもって、その構成員資格を更新するものとする。

２　前項の表示を行わない者は、その構成員資格を失う。

３　事務局は、構成員に対するその他の事項の調査等と合わせて、第１項の確認を行うことができる。

（退会）

第十三条　協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

２　前項の規定に関わらず、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の特定技能外国人を現に雇用している特定技能所属機関は、当該特定技能外国人を雇用する間、退会を届け出ることはできない。

（除名）

第十四条　第２条第１項第３号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、当該構成員を除名することができる。

一　特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第４号イからワのいずかに該当することとなったとき

二　第３条第１項の規定に違反したとき

三　不正の手段により構成員になったとき

四　事業内容の変更等により、第１０条第１項の規定に基づき届け出た同項第２号に掲げる事業所（第１１条の規定により変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の第１０条第１項第２号に掲げる事業所）の全てにおいて、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に該当する産業を行わなくなったとき

２　第２条第１項第４号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、経済産業省製造産業局長及び商務情報政策局長は、当該構成員を除名することができる。

３　第１項の規定により、第２条第１項第３号に該当するものとして構成員になった者を除名した場合であって、事務局が特定技能外国人の適正な受入れ及び保護のために特に必要と認めるときは、除名した事実を直ちに法務省に報告するものとする。

（協議・連絡会と制度関係機関の連携）

第十五条　協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

（雑則）

第十六条　前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

特定技能外国人材制度（製造業）に係る相談窓口について

資料2

- **中小企業向け製造業特定技能外国人材制度相談窓口**

  電話：03-6838-0058
  メールアドレス：seizou_tokuteiginou@injestar.co.jp
  対応日時　平日10時00分～17時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※対面窓口及びオンライン窓口での相談も可能　**＊事前予約制**

https://www.sswm.go.jp/help_j/

- **特定技能外国人向け相談窓口　多言語コールセンター**

  電話：050-2018-6773
  ★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語に対応
  対応日時　平日10時00分～17時30分　（土・日・祝日・年末年始を除く）

※対面窓口及びオンライン窓口での相談も可能　**＊事前予約制**
・対面窓口、及びオンライン窓口では、電話回線に通訳が入り、言語サポートを行います。

https://www.sswm.go.jp/help_in-country_f/

令和4年度の製造分野特定技能1号評価試験について

資料3

- 令和４年度においては、製造分野特定技能１号評価試験を以下のとおり国内外で実施します。
  ※ なお、海外試験に関しては、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施国及び実施時期を判断します。
- 各試験日程の詳細が決まり次第、ポータルサイトで公表いたします。

試験区分	■ 18業務区分（溶接以外）	■ 溶接
試験場所	■ 国内：全国複数会場で実施を予定 ■ 海外：４か国・各１回を予定	■ 国内：全国複数会場で実施を予定 ■ 海外：調整中
試験日程	■ 国内：計３回 ➢ 2022年７月、10月、2023年1-2月を予定 ■ 海外：2022年秋頃	■ 国内：計３回 ➢ 2022年７月、10月、2023年1-2月を予定
試験時間	■ 学科 60 分、実技 60 分	■ 学科 60 分、実技 60～90 分
定員	■ 各試験区分について、各受験会場 20 名	■ 各受験会場 20 名
試験の実施方式	■ ペーパー試験 or CBT試験（学科、実技）	■ ペーパー試験 or CBT試験（学科） ■ 製作等作業（実技）
申込み	■ ポータルサイトより申込み（各試験実施日程の1か月程度前から受付開始予定、先着順）	
受験料・合格証明書発行手数料	全試験区分（溶接含む）受験料：2,000円 ※合格証明書発行手数料は、2022年度は徴収いたしません。	

（参考）製造分野特定技能1号評価試験のサンプル問題について

- 製造分野特定技能1号評価試験について、試験準備のためのサンプル問題の拡充を求める声が寄せられたことから、令和３年10月以降サンプル問題の拡充と出題範囲の公開を実施しております。

＊出題範囲及びサンプル問題はポータルサイト（https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html）にて公開中。

＜出題範囲及びサンプル問題（鋳造区分の例）＞

●出題範囲

(1) 学科試験

項目	出題数（目安）
共通問題	20 問程度
①安全衛生（安全衛生に関する詳細な知識等）	
②機械工作法（工作測定の方法、模型の取扱い等）	
③鋳造一般（mold の種類及び用途等）	
④電気(電気機械器具の使用方法等)	
選択問題：鋳鉄鋳物鋳造作業法、非鉄鋳物鋳造作業法のうち１つ	10 問程度
⑤-1：鋳鉄鋳物鋳造作業法	
⑤-2：非鉄鋳物鋳造作業法	
総計	30 問

(2) 実技試験

項目	出題数（目安）
選択問題：鋳鉄鋳物鋳造作業法、非鉄鋳物鋳造作業法のうち１つ	9 問程度
①-1：鋳鉄鋳物鋳造作業法	
①-2：非鉄鋳物鋳造作業法	
総計	9 問

●サンプル問題の例

(1)学科試験

①安全衛生（安全衛生に関する詳細な知識等）

Q.重量物をつり上げた時は、その荷物の下に入らないようにしなければならない。

A. ○

③ 鋳造一般（moldの種類及び用途等）

Q.中子取りとは、鋳造品の中空部を作る鋳型の模型のことである。

A.○

(2)実技試験

① -1鋳鉄鋳物鋳造作業法

Q.次の写真は、手込めによる生型造型工程を撮ったものです。下記の選択肢Ａ～Ｄの中から、写真a～ｄが正しい工程順になっているものを選びなさい。

a　b　c　d　e

A. a → b → c → d → e

B. b → d → a → c → e

C. c → a → d → b → e

D. d → c → b → a → e

A.「C」

令和４年度の特定技能外国人材（製造業）受入れセミナーについて

資料4

- 製造業において特定技能外国人材の受入れを検討している事業者等を対象に、特定技能に係る制度、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会入会手続の詳細、特定技能外国人材の受入れ事例等を紹介・説明するオンラインセミナーを以下のとおり開催します。
- なお、特定技能として就労を希望する海外在住の外国人材向けのオンラインセミナーも別途実施を予定しております。詳細が決まり次第、ポータルサイトにて公表いたします。

セミナー日程	■ 全20回を予定 ➢ 2022年6月、9月、12月、2023年2月頃の４期間、各５回を予定
実施方法	■ オンラインセミナー
定員	■ 各回80名（定員になり次第、締め切らせていただきます）
参加費	■ 無料
主なプログラム（予定）	■ 製造業における特定技能外国人材に係る制度概要、技能評価試験等について ■ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会入会届出について ■ 製造業における特定技能外国人材受入れ企業からの事例紹介 ■ 質疑応答　等
申込み	■ ポータルサイトより申込み（各セミナー日程の1か月程度前から受付開始予定） https://www.sswm.go.jp/seminar_j/index.html

資料５

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

製造業における
特定技能外国人材受入れ事例

（新規追加分）

協和プレス工業株式会社

【所在地】近畿地方【従業員数】100人【分野】素形材産業

外国人の受入状況：2022年１月現在

- 特定技能１号のタイ人４名、インドネシア人２名を受入れ中。
- その他、外国人が14名ほど（技術･人文知識･国際業務が６名、技能実習３名、その他定住者等）。国籍は、タイ、中国、フィリピン、ミャンマー、ブラジルなど。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 25年程前から中国とタイから技能実習生を受け入れている。
- 特定技能は長期で働くことができ、技能のある人材で即戦力になると考え、受け入れ始めた。最初は技能実習生の希望もあり、技能実習から特定技能への移行する形での受け入れたが、今後も積極的に受け入れたいと考えている。
- ２年程前からは技術・人文知識・国際業務で、国内の留学生の採用を始めた。当社に興味を持ってくれる外国人がいることや、日本で働きたいと思っている外国人がいることに気づき、継続して採用している。外国人については、国籍に偏りがない方が日本語が上達するので、国籍にこだわりはなく受け入れている。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- タイ人の特定技能外国人材は、当社で技能実習３号を修了した人の移行である。
- インドネシア人は、登録支援機関からの紹介で、他社で技能実習２号を修了し、帰国した人材を採用した。日本語が流暢で、とても意欲もあり、技能が当社の求めているものと一致したことで採用につながった。
- 今後は、ジョブフェアなど他の方法での採用も検討している。

作業風景

忘年会（2019）

2021年9月より開始した
社内報冊子

納涼会（2019）

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 資格取得支援に力を入れている。日本語能力試験に合格した場合に手当をつけたり、受験費用を負担したりしている。受験費用については、モチベーションを高めるため、合格の場合は会社が全額負担、不合格の場合は半額負担としている。
- また、工場板金技能士やビジネス・キャリア検定の試験も受けており、合格した級に応じて手当をつけている。試験準備のために、仕事終わりに、先輩が後輩に教える機会も作っている。
- 社内交流について、コロナ以前は、忘年会やスポーツ大会などをしていた。現在は、代わりに毎月社内報を発行し、社員の頑張っている姿やプライベート、外国人の母国紹介などを掲載し、社内の交流を進めている。
- 昨年８月に新築寮を建設した。駅近でスーパーなどもあり、利便性がよい。寮にはホールも設けたので、コロナが収束したら地域住民との交流もしたいと考えている。
- 車の運転免許取得を希望する者が増えており、外国運転免許から日本の運転免許への切替え手続きの支援をしている。また、車を購入する際にも相談に乗り、トラブルにならないよう指導、支援している。

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Tさん　仕事でもプライベートでも日本人の人たちがとても親切にしてくれます。仕事でわからないことがあれば丁寧に教えてくれるし、買い物でお米を買うときなどは車で送ってくれました。
- Rさん　寮ではみんなで一緒にご飯を食べたりしています。多国籍の方たちと交流できるのも楽しいです。スーパーやコンビニ、駅が近くにあるので新しい寮になってとても暮らしやすいです。

福島製鋼株式会社

【所在地】東北・関東地方　【従業員数】850人　【分野】素形材産業

外国人の受入状況：2021年９月現在

- 特定技能１号ベトナム人22名、フィリピン人８名を受入れ中。
- その他、正社員６名、契約社員２名、派遣社員42名である（国籍は中国、フィリピン、ブラジル、ペルー、カンボジア、ベトナム、タイ）。現在、技能実習生はいない。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 2006年に親会社の協力会社から技能研修生監理団体を紹介してもらい、2007年より技能実習生を受け入れ始めた。
- 技能実習生は相模工場（神奈川県）で受け入れているが、2018年から３年間は、本社の吾妻工場（福島県）でも10名程フィリピン人を受け入れている。
- 2019年に特定技能制度ができてから、技能実習生を特定技能に移行させた。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 全員、自社で技能実習を修了した人の移行である。
- 吾妻工場で働いていたフィリピン人技能実習生のうち、銑鉄鋳物関係の実習生は、現在、相模工場で特定技能として働いている。
- 特定技能へ資格変更する際は、在籍する技能実習生全員に労務契約条件を提示して希望者のみを変更した。

作業風景

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 最初に日本語教育を徹底的にすることを大事にしている。日本語がわかれば、仕事もしっかりしてくれるし、生活面も自分たちで対応できる。
- 日本語能力試験は会社負担で受けさせている。N2を最終目標にしており、全員N3・Ｎ４を持っている。
- 日本語学習は、監理団体の通訳を入れた社内教育、監理団体によるサポート教育、自己学習等の方法で行っている。
- 業務に必要な技能資格（特別教育に限る）について、テキストや講義内容を事前に翻訳し、当日通訳を呼んで、社内で受講できるようにした。
- 本人たちは、将来のキャリアのために日本語能力試験や技能資格を取得することを重要視しており、それをサポートしている。
- 相模工場には、外国人の派遣社員が多く、外国人も過ごしやすい環境ができている。
- 帰国した技能実習修了生からも再雇用のオファーが来ている。

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Aさん　皆さん優しく仕事を教えてくれて覚えやすいです。
- Bさん　生活にも、作業にも大分慣れてきて過ごしやすいです。

金田コーポレーション株式会社

【所在地】中国地方【従業員数】40人【分野】産業機械製造業・素形材産業

外国人の受入状況：2021年12月現在

- 特定技能１号のインドネシア人３名、中国人２名を受入れ中。
- その他、技術･人文知識･国際業務が3名、永住者が2名、技能実習生が4名、特定活動が２名（国籍は全員中国）

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 12年程前から技能実習（３年間）で受け入れて、日本の技術・品質を教育し、中国の合弁会社で活躍してもらっている。
- より長期的に一定の技術力のある人材が必要で、特定技能の受入を始めた。
- 最近は技能実習生にもばらつきがみられるが、当社の特定技能外国人は技術、日本語能力ともに高く、社員同士にもなじんでいるため、貴重な戦力として考えている。５年で帰国させるのは惜しいので、ビザ延長制度ができると嬉しい。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能の中国人２名は、当社の隣の立地する会社で技能実習として働いていた人で、日本での就労を希望していたことや、当社で働いていた中国人とも仲がよく、いい人だったので採用した。当時、中国人の特定技能外国人材の受入れが稀で、中国での試験開催はなく、実習生時代に働いていた会社は倒産し、手続きが非常に困難だったが、入管等との長いやり取りを経て何とか特定技能として採用することができた。
- 特定技能のインドネシア人は、人材紹介をしているインドネシアの知人より、就職先を探しているインドネシア人を紹介してもらった。

朝礼後の朗読をしている様子

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語学習も兼ねて、社内行事として毎朝、当番制で人間力を高めるための本を読んで感想を発表してもらっている。特定技能の人には、日本語が少し難しく大変らしいが、毎回社長がねぎらってくれるため、頑張っている。
- 技術の向上のため、溶接などに関して、月1回社外の専門の先生から学ぶ機会を作っている。特定技能外国人材は優先して受講できるようにしている。
- 業務では、特定技能の人と日本人が混ざりあい、切磋琢磨しながら、楽しく働けるように、チーム構成を工夫している。
- 社内の交流行事はコロナ禍であまりできていないが、忘年会や表彰など積極的に行っている。
- 住まいは、会社寮を提供している。インドネシア人もいるため、本人たちの意見を聞きながら、礼拝場所を作ったりもしている。また、寮が汚くならないように、定期的に確認、指導している。

鏡開きをし、ぜんざいを食べている様子

自社製作のコンロで忘年会BBQの様子

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Aさん　金田の従業員のみなさんは、楽しい人が多いです。細かく作業指導や指示をしてくれるのでとても働きやすいです！
- Bさん　社長がとても親切で、私たちの服装、食べ物、住居、交通手段などいろんな面で気にかけてくれます。家族のように接してくれるので、母国と同じだけの安心感があります。

株式会社ナショナルツール

【所在地】関東地方　【従業員数】111人　【分野】産業機械製造業

外国人の受入状況：2021年12月現在

- 特定技能１号のベトナム人、5名を受入れ中。
- その他、技能実習2号が4名（国籍はタイ）、特定活動が2名（国籍はベトナム）、技術・人文知識・国際業務が12名（国籍はベトナム）、永住者・定住者が7名（国籍はフィリピン）、日本人の配偶者が1名（国籍はフィリピン）、家族滞在が3名（国籍はベトナム）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- ２０２１年６月に技能実習を修了したベトナム人が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で帰国できなくなった。また彼らと交代で入国予定であった技能実習生が入国できなくなったため、欠員が生じることになった。折しも、過去に当社での技能実習を修了して帰国したベトナム人を特定技能として再雇用することを検討していたため、帰国できなくなった技能実習修了生についても特定技能に移行し、引き続き仕事をしてもらうことにした。
- 外国人の最初の受入れは約４年前で、技能実習生１０名と、技術・人文知識・国際業務のエンジニア２名を採用した。社長がベトナムの送出し機関と懇意にしていたことが採用のきっかけであり、全員がベトナム人であった。
- タイに関連会社があるため、海外工場についてはある程度経験があったが、将来的に海外で拠点を設置する際の幹部候補を育成するという狙いもあった。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 全員が自社における技能実習修了生である。

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 技術・人文知識・国際業務の外国人については、「３年以上勤続」「日本語能力試験N3以上合格」「知識・スキルが要求水準を満たしている」という３つの条件をクリアすれば、正社員として採用している。正社員になると賞与と退職金が支給され、帰国後に職を探す場合も、日本で正社員として働いていた実績があると、待遇面で有利になる。今後は、特定技能外国人材も正社員登用の対象とする見込みであり、３年以上勤めることで、インセンティブがあることが明確になっているため、モチベーションの向上につながるものと考えている。
- また、先輩外国人（５年目の技術・人文知識・国際業務外国人）が、係長として外国人従業員のとりまとめ役となっている。管理職に登用されている先輩の姿は、特定技能外国人材のモチベーションの向上にも大きく寄与していると考えている。
- 生活に車が必須の地域であるため、車を持っていない外国人従業員のために、毎週１回買い物送迎を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は人数を減らしているため、ネットスーパーで買い物ができるよう、法人名義のクレジットカードを外国人従業員へ貸与している（利用分は給料から控除）。

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Ａさん：コロナ禍でベトナム本国の家族も困っている中、会社が親身になって相談に乗ってくれて、家賃の免除などの配慮をしていただき、とても助かっています。
- Ｂさん：正社員登用は、とても魅力を感じています。先輩が管理職として活躍しているのを見て、自分も同じように頑張り、給料をＵＰさせたいと思います。

株式会社伸光製作所

【所在地】中部地方【従業員数】291人【分野】電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況：2022年１月現在

- 特定技能１号のベトナム８名、インドネシア人３名、ミャンマー人１名を受入れ中。
- その他、技能実習生が６名（国籍はベトナム）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 3年前に技能実習生の受入れを始めたのが、外国人材受入れのきっかけである。
- 2021年9月から特定技能外国人材の受入れを開始し、翌年1月まで、毎月1～2名を継続して採用している。
- 当初の予定では定期的に技能実習生を受け入れることとしていたが、コロナ禍で新規入国が難しくなったことと、特定技能外国人材は、技能実習生とは異なり、一人の労働者として日本人と同程度の処遇で雇用することができるため、人員確保を目的として受入れを開始した。
- また、技能実習を修了した特定技能外国人材は、スキルや日本語能力についても一定の水準を期待できることから、継続的に受入れを進めることとなった。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 現在受入れている特定技能外国人材は、他社での技能実習修了者である。
- 特定技能評価試験の合格者を採用することも検討はしていたが、現時点では合格者の母数が少ないため、実態としては技能実習修了者の採用が中心となっている。

作業風景

社内交流・懇親の様子

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 従事する業務に対応する職種の技能実習を修了している人材については、技能に対する評価として、時給に上乗せを行っている。
- 現時点では日本語能力による評価は行っていないが、今後は日本語能力試験の合否や業務評価に応じた昇給制度を設けることも検討したいと考えている。
- コロナ禍以前は、地域の日本語教室や、地域コミュニティのイベント等への参加を促し、日本での生活や日本の文化を知ってもらうための機会を設けていた。
- 人材は会社が用意した一人一部屋のアパート（家具・寝具付き）に居住している。その他、各人が利用できる自転車を貸与している。
- イスラム教徒には職場にプレイルームを用意して、お祈りの時間も配慮している。
- 文化の違いもあり、以前は部屋で騒いでしまうこともあったが、丁寧に注意したことで改善した。地域住民とも良好な関係性が保たれている。

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Aさん　住みやすい環境で、わからないことも日本人、ベトナム人の先輩社員に教わりながら覚えていけます。病気の時は病院に連れて行ったり、フォローしてくれて安心です。
- Bさん　ここはみんな優しいからプレッシャーを感じることもないです。初めは大変かもしれないけど長く働 けば大丈夫です。

株式会社村田産業

【所在地】九州地方　【従業員数】約500人　【分野】電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況：2021年11月現在

- 特定技能１号のベトナム人62名を受入れ中
- その他、技能実習1～3号が60名程、特定活動が11名、技術・人文知識・国際業務が６名（いずれもベトナム）、帰化者が数名 （フィリピン、ネパール）

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 20年程前から中国の研修生を受け入れ始めた。
- 10年程前からはベトナムの技能実習生を受け入れている。
- 特定技能制度ができてからは、技能実習生、特定技能外国人両方を受け入れている。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 大きく3つの採用ルートがある。
  - ① 技能実習で提携している現地の送出し機関に、特定技能1号の人材を募集してもらう方法
  - ② 当社の技能実習修了生を特定技能に移行させる方法
  - ③ 国内の関係機関（ベトナムで提携している送出し機関のネットワーク）を通じて募集し、採用する方法
- 現在は1番目の採用が大きい。今後も人員を拡大したいと思っており、3番目の方法も積極的に活用していきたいと思っている。
- 今後はネパールからの受入れも検討中である。
- 特定技能は転職が自由な在留資格ではあるが、突然の退職などには非常に苦労している。

<新築の寮・引っ越しの様子>

<作業風景>

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地方にある企業なので、特定技能外国人に来ていただくためには、できる限り、求職者の求める環境を整備する必要がある。
- 仕事面では、一方的な指導にならないよう、本人が理解しながら進められるようコミュニケーションをとっている。
- また、専属の通訳2人を配置している。1人は専門的な日本語の翻訳も可能で、半導体電子部品につけられる各種マニュアルや製造工程の使用書・手順書の翻訳も行っている。
- 生活面では、現在、新築の特定技能外国人専用の寮を建設し、1人1部屋与えられるような住環境の整備を行っている。
- 日本語学習を行いやすいよう、e-learningを提供し、学習ルームも整備している。
- 登録支援機関と連携し、月に3回程度相談できる場を設けている。
- 花見や餅つきなど、地域の人とコミュニケーションをとる機会も作っている。（現在はコロナの影響で実施していない）

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Aさん　技能実習の３年間を村田産業に在籍した後ベトナムへ帰国していました。その会社から特定技能1号の募集がかかりましたので直ぐに応募して、今こうしてまた大好きな会社で頑張ることができています。
- Bさん　村田産業は思っていたよりももっと田舎で少し不便ですが、コロナ制限が緩和されたので休みの日には遠くの友達に会いに行けることになり嬉しいです。また会社には専任の通訳の方や組合の支援担当の方がおり、優しいのでいろんな相談ができて快適です。